

令和元年12月24日

舞鶴市議会議長

上羽和幸様

提出者	舞鶴市議会議員	鯛	慶	一
賛成者	同	杉	島	久敏
	同	石	束	悦子
	同	尾	関	善之
	同	田	畑	篤子
	同	田	村	優樹

難聴児（者）の補聴器購入への公的支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意第2号

難聴児（者）の補聴器購入への公的支援を求める意見書

コミュニケーションにおいて重要な役割を果たす聴覚機能を低下させる難聴は、出生後においても様々な要因により発生し、日常生活や社会生活において様々な困難をもたらします。

また、先天性難聴は、早期発見と適切な治療、療育がなされなければ、学習障害や発達障害を併せ持つおそれもあります。

さらに、75歳以上の高齢者の約7割が加齢性難聴になるとの研究報告もあり、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、難聴は認知症の危険因子となる旨の指摘がなされております。

現在、国では、高度難聴者（70デシベル以上・身体障害者手帳6級以上）に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っておりますが、軽・中等度難聴者（30デシベル以上70デシベル未満）は補助対象外となっております。

このような状況の中、府内及び府外の一部自治体においては、補装具制度の対象とならない、主に18歳以下の軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得を支援するため、補助制度を設けています。

しかしながら、コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持が、人々の健全な社会生活、認知症やうつ病、運動機能の低下等のリスクの軽減、さらには将来的な医療費及び介護費の増大リスクの軽減に寄与することに鑑みれば、国を挙げて難聴児（者）に対する支援策を充実させることが必要であります。

よって、国におかれては、補装具制度の対象とならない難聴児（者）の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を構築するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月26日

衆議院議長 大島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
内閣官房長官 菅 義 偉 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸